

# ○健康保険法

平成二十九年一月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二七・五・二九法三二)本則六条(平成二九・四・一施行)

## 第五三條①

略

## 第五四條①

略

② 国庫は、第百五十一條及び前項に規定する費用のほか、協会が拠出すべき前期高齢者納付金(日雇特別被保険者に係るものを除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支授金(日雇特別被保険者に係るものを除く。)並びに介護納付金(日雇特別被保険者に係るものを除く。)の納付に要する費用の額の合算額(当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額)に同項の政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

## 第五四條①

略

② 国庫は、第百五十一條、前条及び前項に規定する費用のほか、協会が拠出すべき前期高齢者納付金及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支授金並びに介護納付金のうち日雇特別被保険者に係るもの納付に要する費用の額の合算額(当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額)に同項に規定する率を乗じて得た額を同条第一項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。